

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針の一部改正について

1. 背景

令和 8 年 5 月 27 日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）が改正されたことに伴い、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（平成 20 年文部科学省・農林水産省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 方針の改正概要

① 重点区域の設定要件となっている文化財類型の拡大に伴う所要の修正

歴史まちづくり法の改正において、歴史的風致維持向上計画の重点区域の設定要件となっている文化財建造物の類型が拡大され、重要文化的景観、国登録有形文化財、国登録有形民俗文化財、国登録記念物、地方公共団体指定文化財が追加された。

これを踏まえ、基本方針でも「重点区域の設定に関する基本的事項」に当該内容を追記し、法改正内容を反映する。

なお、今回追加した類型の文化財のうち国登録有形文化財については、歴史的風致の核としての保全担保措置を確保する観点から、景観法に基づく景観重要建造物の指定を受けているものに限定する。また、今回追加した類型の文化財が含まれる重点区域の設定にあたっては「地域における歴史的風致の核となっていることが計画の認定に当たって確認できることが必要」との記載を追記する。

- ・・・ [第 2 章 重点区域の設定に関する基本的事項]
- ・・・ [第 3 章 文化財の保存及び活用に関する基本的事項]

② 文化財保存活用地域計画との連携強化

文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画が作成・認定されている場合には、歴史的風致維持向上計画との調和を図る等、十分に連携を図ることを追記する。

- ・・・ [第 6 章 2. (2) 歴史的風致維持向上計画の記載事項]

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 8 年 11 月下旬（改正法の施行の日）